

1 政令別表第1(1)項(劇場、映画館、公会堂等)

省令第1条の3第1項(表)

次に掲げる数を合算して算定する。

- 1 従業員の数
- 2 客席の部分ごとに次のイからハまでによって算定した数の合計数
 - イ 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を0.4メートルで除して得た数(1未満の端数は切り捨てるものとする)
 - ロ 立見席を設ける部分については、当該部分の床面積を0.2平方メートルで除して得た数
 - ハ その他の部分については、当該部分の床面積を0.5平方メートルで除して得た数

(1) 算定要素の定義

ア [客席の部分]とは、次の表の部分を用いる。

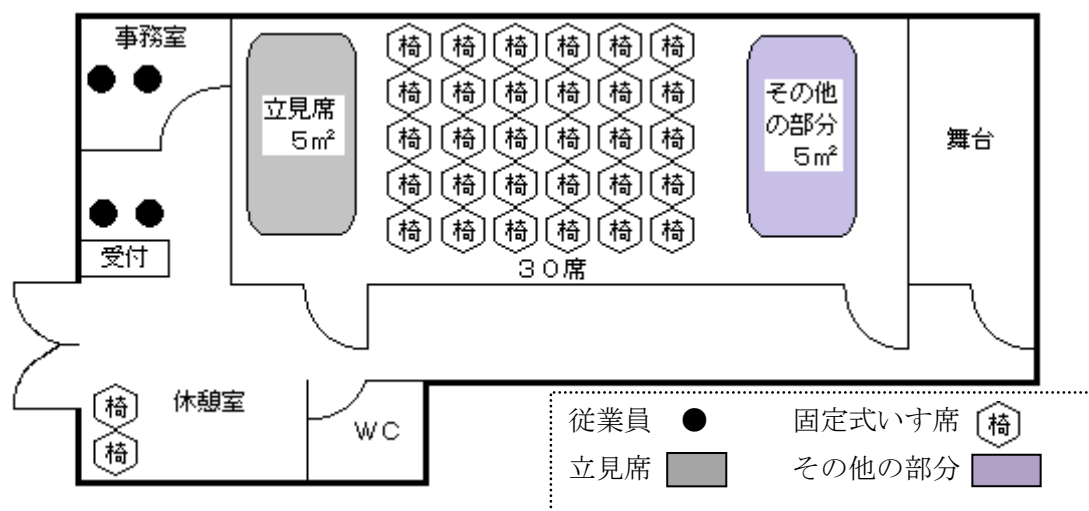
用途	客席の部分
劇場・映画館	演劇、音楽、映画等を鑑賞するためにいす席等が設置されている部分
演芸場	落語、漫才等の演芸を鑑賞するためにいす席、すわり席等が設置されている部分
観覧場	スポーツ、見世物等を観覧するためにいす席、すわり席等が設置されている部分
公会堂・集会場	集会、会議、社交等の目的で集合するためにいす席、すわり席等が設置されている部分

イ 「立見席の部分」とは、いす等を置かず、観客等が立って観覧等する部分をいい、通路の延長部、出入口扉の回転部等は含まれない。

ウ 「その他の部分」とは、固定式いす席又は立見席を設ける部分以外の客席の部分の意味で、非固定式(移動式)のいす席を設ける部分、大入場(追込場)を設ける部分や寄席の和風さじき、国技館のます席などを指す。

(2) 算定例

(1) 項イ：劇場



ア 従業者 4人

イ 客席の固定式のいす席 30席

ウ 立見席を設ける部分の床面積 5㎡

エ その他の部分の床面積 5㎡

$$4(人) + 30(席) + 5(㎡) \div 0.2(㎡) + 5(㎡) \div 0.5(㎡) = 69$$

となり、収容人員は69人となる。

注) 休憩室のいす席の数は、客席の部分ではないため算定しない。